

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

令和8年6月16日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

6月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第35号所管分の審査-----	2
質疑（大川ゆり委員、村上英明委員、増永和起委員）	
議案第57号所管分の審査-----	11
質疑（光田あまね委員、大川ゆり委員、中川嘉彦委員、村上英明委員、増永和起委員）	
議案第59号の審査-----	21
質疑（増永和起委員）	
採決-----	22
閉会の宣告-----	22

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和8年6月16日(火) 午前10時 2分 開会  
午前11時38分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長	光好博幸	副委員長	増永和起	委員	中川嘉彦
委員	村上英明	委員	大川ゆり	委員	光田あまね

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一朗 副市長 山本和憲  
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 谷内田 修  
生活環境部次長兼産業振興課長 川西浩司  
保健福祉部次長兼保健福祉課長 松田紀子  
生活環境部副理事兼自治振興課長 川本勝也  
文化スポーツ課長 小西 仁 生活支援課長 仲野 誠  
国保年金課長 畑原陽介

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局副主査 杉本晃司

### 1. 審査案件

議案第35号 令和8年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分  
議案第57号 摂津市立別府コミュニティセンター条例及び摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件所管分(第1条(摂津市立別府コミュニティセンター条例の一部改正)に関する部分)  
議案第59号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件

(午前10時2分 開会)

○光好博幸委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しいところ、民生常任委員会をお持ちいただきましてありがとうございます。

本日の案件でございますが、令和8年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分の審査ほか2件についてでございます。

何とぞ慎重審査の上、御可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

私は、これで一旦退席をいたしますけれども、待機しておりますのでどうぞよろしく願い申し上げます。

簡単ですけれども、開会の御挨拶といたします。

○光好博幸委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、大川委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○光好博幸委員長 再開いたします。

議案第35号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

大川委員。

○大川ゆり委員 おはようございます。

提出されました議案について、私から2

点お伺いいたします。

まず1点目です。

歳入の14ページから15ページ、土地売払収入についてお伺いいたします。

補正予算書を見ますと、4億7,830万1,000円の売払収入が計上されており、公募型プロポーザル方式によって健都イノベーションパークの民間事業者が決定したとのことですが、今回の土地売却によって、摂津市がどのようによくなっていくのか、お聞かせください。

2点目です。

歳出の16ページから17ページ、生活保護総務費の委託料についてお伺いいたします。

今回計上されている生活保護費等追加給付とは、具体的にどのような事業なのかお聞かせください。

以上です。

○光好博幸委員長 質問は2点です。

答弁を求めます。

松田次長。

○松田保健福祉部次長 土地売払収入につきまして、業者が決定したことで、摂津市がどのようによくなっていくのかというお問い合わせでございます。

今回、提案をいただきました企業の中に、サンスターが共同で提案をされており入居予定となっております。このサンスターの研究が、口腔ケアということでございまして、口腔の衛生と機能、全身の健康との関連性等を研究されており、全身疾患や循環器病の予防など、健康寿命の延伸に関する研究がなされる予定でございます。

この研究の結果につきましては、市民の皆様にも情報提供、あるいは啓発ということで還元をしていただけるものと考えております。

また、この建物につきましては、敷地の一部をまちかど広場といたしまして、樹木を植え、ベンチを置いていただき、散歩やランニングの際の休憩場所として御利用いただけるスペースも設けられておりますので、市民の皆様にもお喜びいただけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 それでは、生活保護費の追加給付に関する御質問にお答えいたします。

平成25年から平成27年にかけて行われた生活扶助基準改定に関する最高裁判決におきまして、当時の基準改定に関する行政処分が取り消されたことに伴い、生活保護費の追加給付を行うこととなっております。

今回の追加給付となる対象世帯につきましては、平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給されたことがある全ての世帯と、平成30年10月から令和8年3月までの間に生活保護を受給されたことがある世帯のうち、一定期間入院や入所をされていた方や障害のある方で加算が算定されていた方、毎年12月に支給される期末一時扶助が算定されていた世帯なども対象になります。

なお、これらの世帯は、現在生活保護を受給されていない世帯も対象になります。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。  
大川委員。

○大川ゆり委員 詳しい御説明ありがとうございました。

1点目の質問です。

今回の売却に当たっては、事業者が掲げる地域との連携がしっかりと形になるよ

うに、市も丁寧に伴走していただくことを求めます。

また、この多額の売却費については、単なる財政の穴埋めに終わらせることなく、市民の安心を支えるため、より一層、福祉の充実を図っていただくことを強く要望いたしまして、この質問を終わります。

続いて、2点目の質問です。説明ありがとうございました。内容について理解いたしました。

今回の補正予算書を見ますと、大規模な委託料が計上されており、現場にとっては膨大な事務量になると推測いたします。

利用されている方々にとっても大切な変更であり、手続や支給に不安を抱く方もいらっしゃると思います。

対象の方が不安を感じないよう、分かりやすい周知に努めていただくとともに、この大変な事務と戦っておられる現場の皆様への労働環境にも十分配慮していただきまして、今年度中の支給完了に向けて、取り組んでいただくことを要望いたしまして、私からの質問を終了いたします。

○光好博幸委員長 大川委員の質疑は終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 私からは、3点お尋ねさせていただきます。

まず1点目は、先ほどもございましたけれども、補正予算書14ページから15ページの歳入で、財産収入の件についてです。

今回、公募型プロポーザルで、点数付けをされて、最上位の得点の方が売払相手になったということです。当初予算では、約7億5,000万円でありましたけれども、今回の補正予算で、4億7,830万1,000円が増額になって、売却ができたということでございます。合計で約12億3,

000万円になりますが、当初予算と比較して約1.6倍の金額になった認識について、お尋ねさせていただきます。

2点目は、補正予算書16ページから17ページの歳出で、文化振興費の備品購入費があります。内容は、文化ホール器具費ということなのですが、通常、計画的な設備更新ということであれば、当初予算に計上して、計画的な対応をされるんだろうと思います。今回は新年度の予算編成が終わり2か月で、新たに備品購入費という補正予算が計上されましたので、更新ではなく、故障修理かと思います。今回、1,257万3,000円を計上された器具名や台数等の内容や計上された理由について、お尋ねさせていただきたいと思います。

3点目は、補正予算書の同じページの歳出で、生活保護総務費の件です。通年のこの時期であれば、例えばシステム改修という内容での補正は、過去にもあったと思うのですが、今回、扶助費に約1億9,000万円の大きな金額が補正予算として計上されているということでございます。

内容については、先ほど御説明があり、一定は理解していますが、追加給付を窓口業務を委託してまで行うというのは、かなりの業務量が発生してくるのかと思います。

先ほどの説明で、過去に入院や入所されていた方や年末の期末一時扶助が算定されていた世帯に対して最高裁判決を受けて、今後の支払いが出てくるということです。業務的に、年数は長く、対象者数も多くなるんだろうと思いますが、窓口業務を追加してまで、この委託料を計上した理由と業務内容について、お尋ねさせていただきます。

以上です。

○光好博幸委員長 質問3点です。

答弁を求めます。

松田次長。

○松田保健福祉部次長 売払価格が約1.6倍になったことに対する認識についての御質問でございます。

事業者の、健都イノベーションパークでの事業展開という期待がベースにあって、この地で実施したいという強い思いの表れから、この価格を提案いただいたのではないかと考えております。

市としてはもちろんありがたいものであると考えております。

ただ、先ほど大川委員がおっしゃられたように、よかったねで終わらないように、健康医療のまちづくりについて、ますます推進をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 小西課長。

○小西文化スポーツ課長 文化ホール器具費1,257万3,000円の内容、中身等についてのお問いでございます。

こちらは、文化ホールの舞台照明で使用いたしますピンスポットライト2台を購入、更新するための費用でございます。

購入に至った経緯でございますが、今年3月末に2台あるスポットライトのうち1台に不具合が生じ、点灯できなくなってしまいました。

現在は、メーカーから応急的に代替の機材をお借りして、運営を継続しておりますが、早急な返却も求められており、機器の更新が必要な状況となっております。

故障いたしましたのは、2台のうち1台でございますが、スポットライトは、舞台の左右から同時に照射したり、光を重ねて使用したりすることが一般的でございます。1台のみを新しくすると、新旧の機材

間での光の色味や明るさに差が生じてしまい、確実な演出効果が提供できなくなるため、これまで使用していたキセノン式のスポットライトを2台一括で更新をお願いするものでございます。

本機器は、発注から納品までに二、三か月の時間を要します。本年秋には市制施行60周年記念式典をはじめ、文化ホールでの重要イベントが多数控えておりますため、秋のイベントに万全の照射体制で臨めるよう、今回のタイミングでの補正予算として計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○光好博幸委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 最高裁追加給付に係ります窓口等業務委託料について御説明させていただきます。

今回の業務委託につきましては、先ほど大川委員の答弁で述べさせていただきましたように、過去に本市で生活保護を受給されていた方も対象になります。

現在、約1,400世帯を試算しております、その方からの問合せや受付、またこちらからデータをお渡しして、追加給付額の算定、また発送に係る封入封緘の事務など一連の業務を委託するものでございます。

現在、本市で生活保護を受給されている方は担当ケースワーカーで対応させていただきますが、負担が生じることから、業務を整理させていただき、生活保護の廃止世帯への対応は、業務委託を行うことで、業務負担の軽減を図らせていただければと考えております。

なお、本業務委託をはじめ、ほかのシステム改修委託料や時間外勤務手当、通信運搬費等は、国の10分の10の補助金の対

象となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。村上委員。

○村上英明委員 1点目の財産売払収入の件につきましては、今回の約4億7,830万円が増額で、当初予算よりも高値で買っていただいたということになれば、予算書上では、今回の歳入で、基金の減額になるということでもあります。今後、この売って得た財産を、どのように摂津市の財政として使っていくかというところが、これからの検討課題にもなってくると思います。健都のまちづくり事業の中での土地売却ですから、今後、市民の健康面や市内の様々な方々の活性化など、摂津市の将来のためになる形で、使っていただくということで、財政部局と調整をしていっていただきたいということを要望して、質問を終わりたいと思います。

2点目の備品購入費の文化ホール器具費の件でございます。

先ほどピンスポットライトの故障という御説明がありました。3月末に故障したということでございますので、当初予算にも計上できないタイミングだと思えます。

ただ、このキセノンライトにつきましては、以前はガスを使うものもあって、取扱は難しいと思うんですが、舞台関係の器具などに使っていると思います。

メリットとしては、太陽光に近いというのか、自然の光に近い光源を出せるというのが特徴だと思います。今後、蛍光灯が作られなくなったり、技術革新の件も踏まえて、LEDを使用した器具にするなどを視野に入れていきながら、今回のピンスポットライト2台を更新されることにつきましても、検討していくべきだろうと思います。

ので、LEDの使用についての考え方について、2回目、お尋ねさせていただきます。

3点目の生活保護費の件でございます。

現在、生活保護を受けておられる方については、ケースワーカーが対応されるということですが、2回目にお尋ねさせていただきたいのは、今回の補正予算でもありますが、この物価高騰への特例加算があります。今まで500円増額になったこともありますが、今回1,000円増額になると聞いております。物価高騰という意味もあると思いますが、今後も特例加算を継続して支給していくのかどうかについて、確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○光好博幸委員長 2回目の質問は2点です。

小西課長。

○小西文化スポーツ課長 キセノン式ではなくて、LED式はどうかという御質問でございます。機器の使用につきましては、最大30メートルある照射距離において、これまでと同等の確実な演出効果、明るさや光の質を担保できる実績を重視し、今回は、キセノン式を想定して、積算いたしました。

LED式につきましては、明るさや光の質など、性能面での懸念が完全に払拭する状況には至っていないため、慎重な判断をして、今回の予算計上となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 特例加算につきまして、お答えさせていただきます。

特例加算につきましては、物価や賃金が上昇傾向にあることを背景として、消費が緩やかに増加していることも考慮し、令和7年10月に臨時的・特例的な措置として、

特例加算が500円上乗せされ、1,500円に改定されました。しかしながら、社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和8年10月から1年間、特例加算の額を1,000円引き上げ、1人当たり2,500円に改定されることになりました。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。村上委員。

○村上英明委員 2点目の備品購入費の文化ホール器具費につきましては、やはりこの光源というか、ライトは、芝居やコンサートなど様々な場面で使用され、照明演出は、舞台上で重要な部分を占めます。環境面や電気代も含めれば、LEDのほうがいいと思う面もありますが、文化ホールで使うライトですから、演出面を含み総合的にライト選定を進めていっていただきたいと思っております。これからLEDがさらに技術革新等々もあるでしょうから、そういう面も視野に入れて、検討していただきたいと思います。と要望いたします。

3点目の生活保護費の件でございます。

物価高騰が今後どうなるかは、分からないと思っております。

今、人件費が上がっております。人件費が上がるということは、必然的に物価が上がり、直接連動していく社会状況にもなっております。日本経済が、海外の動向によって影響を受けるというのは、結構あります。様々な視点もしっかりと捉まえていただいて、憲法で保障された最低限度の生活を営むということをしかりと意識していただいて、これからも取り組んでいっていただきたいと思っております。

少し話は変わりますが、今の制度で、家賃の代理納付があると思っております。今、生活保護を受けておられる方の中でも、様々な

状況があり、課題がある方もおられます。いただいた家賃を家主さんにお支払いしていくという流れを、やはり制度的にも確立していくという面で、これからしっかりと運用できる体制づくりや考えを持って、生活保護を受給されている方々に、生活への支障がなく、家主さんにも影響がないような形をこれからも取っていただきたいということを要望しますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○光好博幸委員長 村上委員の質疑が終わりました。

次に、増永副委員長。

○増永和起委員 それでは、一般会計の補正予算について質問させていただきます。

今まで何度も話が出ておりますけれども、まず1点目は、補正予算書14ページから15ページの土地売却収入です。

健都の関係で、長い間成立しなかった土地の売却が、今回ようやく成立するという事で、市民の皆さんにとっていい形で、新しい事業をスタートしていただければと思っておりますが、収入が思っていたより多くなったというのはよいと思っております。先ほどからサンスターのお話が出ておりますが、この売却した土地は、サンスターだけではなくて、ほかの業者も中に入るような貸室という形での売却の形態で、JR西日本不動産開発がされていると思うんですが、サンスター以外の見通しというのはどうなのか1回目お聞きしたいと思っております。

続きまして2点目、補正予算書16ページから17ページの文化ホール器具費でございます。

先ほどの質疑で、ピンスポットライトが故障したので、購入するとのことでした。

気になるのは、今、中東情勢など様々な影響がありまして、必要なものが調達できなかったり、工事ができないなど、いろいろ聞いているので、市制施行60周年の記念式典に向けて必ず間に合わせないといけないという思いを持っておられるとも思うんですけども、見通しがなかなか持てないとは思いますが、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

続きまして3点目、同じく補正予算書16ページから17ページ、これも先ほどからお話が出ております生活保護費についてでございます。

私たちは、いのちのとりで裁判と呼んでおりますけれども、最高裁で安倍政権時代に生活保護費の引下げを行われたことが違法であるという判決があって、それに対して、追加給付をするという背景があり、今回、摂津市は、追加給付をお支払いするという事だと思っております。

今質疑があったように、かなりたくさんの方が対象者がいらっしゃいます。

現在、摂津市で生活保護を受けておられる方に関しては、ケースワーカーの皆さんがしっかりと対応をしていただけていると思っております。

今回の追加給付の対象となる時期は他市にいたという方も含めて、ケースワーカーの皆さんにしっかりと配慮していただけているのかということと、今はもう生活保護を受けておられない方、他市でそのときは生活保護を受けていたけれども、今は摂津市に引っ越してきて、生活保護受給者ではないなど、様々な方がいらっしゃると思っております。そういう方々は、業務委託された窓口で対応という御説明だったんですけども、自分がその対象者であるかどうかということ、知ることができないと思いま

す。摂津市から、あなたが対象者であるということをお伝えをするような方法を取るのか、それとも、御本人が自分で対象者であるか気づいて申請をするという方法なのかについて教えていただきたいと思ひます。

先ほど対象者は約1,400世帯とお聞きしましたが、現在、生活保護受給者ではありませんが、給付対象であるという方は、どれぐらいの人数を見込んでおられるのかも教えていただきたいと思ひます。

生活保護費の中で、追加給付以外に、特例加算が入っているというお話がございました。

昨年も500円というお話があつて、今回は1,000円ということです。昨年もお伺ひしたときに、給付はあるんだけど、反対に減らされる部分もあつて、もらえる金額が増額する方々があまり多くないというお話を伺ったと思ひます。

今回は、生活保護を受けておられる方で、そういう対象となる方は一体どれぐらいなのかという点についてもお伺ひしたいと思ひます。

1回目以上です。

○光好博幸委員長 以上、質問は3点でございます。

答弁を求めます。

松田次長。

○松田保健福祉部次長 サンスター以外の貸室の見通しについての御質問でございます。

賃貸ラボマーケットというものがござひますが、近年スタートアップ企業が増加しており、自社保有ラボの老朽化等も背景にござひまして、ラボの需要は全国的に増加をしております。

特に近畿圏では、ラボの施設の空きが少

ないということで、移転先の確保が難航するケースが増加している中で、この御提案がございました。

また、この代表業者でありますJR西日本不動産開発は、NKビルにおいて賃貸ラボの需要というものを掴んでおる中での御提案でございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 小西課長。

○小西文化スポーツ課長 ピンスポットライトについての納品が、今の時世上、間に合うのかどうかとのお伺ひでございます。

見積りを取得しました業者には、秋のイベントシーズンに間に合うように納品が必要であると伝えております。夏頃までの契約であれば間に合うということで、納品可能の返事をいただいております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 生活支援課に関する御質問にお答えいたします。

他市から引っ越ししてこられた方で生活保護を以前も受けておられた方につきまして、現在、本市で生活保護を継続して受給されている場合は、以前に受給されていた自治体に確認するよう案内を行つていこうと思つております。

また、生活保護を現在受給されていない方につきましては、現在どこに住んでいるのか、他市町村にお住まいの場合もあるなど、調査を行うに当たっては、膨大な事務量が発生いたします。

また、過去の生活保護の受給歴を、例えば同居の方などに知られたくない方も存在することが懸念されるということで、国からは慎重な判断が求められるとの認識が示されており、原則的には、当時の世帯

主からの申出を踏まえての追加給付という形になっております。

続きまして、先ほどの廃止の対象につきましては、委託の内容を御説明させていただくときに、約1,400世帯と申し上げたんですけども、今、細かい数字で試算している部分では、現在把握している分は、1,352世帯を想定しております。

特例加算につきましては、先ほど増永委員からも御説明がありましたように、世帯人数、年齢によって細かく設定されている経過的加算というのもございまして、こちらにも改定されました。

例えば、居宅で単身の75歳の方は経過的加算が3,220円でしたが、令和7年10月からは500円マイナスの2,720円、令和8年10月からは1,000円マイナスの1,720円が経過的加算の金額となります。

また、これまで経過的加算がゼロ円であった70歳から74歳の居宅で単身の方は、特例加算により1,000円の増額となります。

つまり1,000円以上の経過的加算がある方は、1,000円差し引かれるため、特例加算の増加分とプラス・マイナスゼロの方もおられます。

この令和8年10月からの加算の影響で増額する見込みにつきましては、人数換算で試算いたしますと、約42.5%の方が増額する見込みでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 ありがとうございます。

1点目、サンスター以外のところも入る見込みが非常に高いというお話だったと思います。

今回は、摂津市が売却をする中で、健都のコンセプトにしっかり合ってるのかどうなのかということを加味して、判断をいただいたと思うんですが、次に入居される業者は、摂津市が健都のコンセプトに合っているのかどうかしっかり諮れる機会があるのか、それとも、JR西日本不動産開発が判断するのかについてもお聞きしたいと思います。

続きまして2点目、文化ホール器具費です。

秋のイベントに間に合うようにということで、今のところ大丈夫だという見通しをもらっているというお話でございました。

いろいろ不透明な状況ではあると思うんですけども、しっかりと対応してもらえよう要望しておきます。

続きまして3点目、生活保護費についてです。

追加給付については、今お話を聞いて、本当に大丈夫かという思いがしました。

現在も生活保護を受けている方は、ケースワーカーがしっかり気を配って、他市で受給していた期間も含めてお知らせをして、申請をお手伝いしてあげるようになると思います。摂津市のケースワーカーは、非常に寄り添った対応をいつもしていただいているので、安心できると思うんですけども、今生活保護を受給されていない方は、自分で手を挙げて申請しないことには、受け取れないというお話でございました。追加給付を受け取れない方々が多く生まれてくるのではないかと懸念しております。

この問題は、本来受け取れるべき金額をしっかりと受け取っていただくということが、最高裁の判決に沿った対応ですので、

どう思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、特例加算については、受け取れない方のほうが多いんだと、今分かりました。約42.5%がアップするというようなお話だったので、前回よりは受け取れる方は増えたと思いますけれども、半分以上の人が、この特例加算を受け取れないってどういうことなんだと思います。

今、物価高騰で、本当に生活保護世帯は、厳しい状況に追い込まれています。本来でしたら、安倍政権時代のこの生活保護の基準引下げが違法だということになっているわけですから、それに遡った形の基準まで、きちんと回復させるということが必要ではないかと思います。

さらに、今の物価高騰ですから、基準そのものを引き上げるということをしっかりと求めていただきたいと思いますので、この特例加算の部分に関しては、要望としておきます。摂津市が決めることではないですけれども、生活保護受給者の実態を知っている、一番市民に身近な市町村としては、しっかりと声を上げていただくということを、特例加算についてはお願いしたいと思います。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

松田次長。

○松田保健福祉部次長 貸しオフィスで、次に入居されるところがコンセプトに合うのかどうかというお問い合わせであったと思います。

この建物を貸しオフィス・ラボとすることができる条件といたしまして、医療クラスターの形成に寄与する医薬品、医療機器、再生医療製品、健康関連分野における製品サービス等を提供する事業者等を入居者とするを遵守事項としておりますの

で、健康医療に無関係な事業者が入居することはございません。

以上でございます。

○光好博幸委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 生活保護を廃止された世帯からの申出に関する件につきまして、御説明させていただきます。

国におきましては、令和8年3月30日に最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付相談センターを開設し、追加給付の内容や対象となる世帯等に関する一般的な問合せや現在生活保護を受給されていない世帯の申出手続の案内を行っております。

国におきましては、生活保護廃止世帯への周知・広報は、国が中心に対応することを想定していると示されており、今後新聞広告やインターネット広告、ラジオなどを通じて周知を図る予定でございます。

本市では、今回の補正予算が承認され次第、ホームページや広報紙の掲載など、周知に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。増永副委員長。

○増永和起委員 1点目、健都の件でございます。

これから入るところに対しても、健都のコンセプトに合うようにという枠組みをつくっているというお話でございましたので、しっかりとやっていただきたいと思います。

コンセプトと違う内容なのに、少し医療に係るようなことを付け加えるとか、何かをしたら入れるみたいなことにならないように、JR西日本不動産開発任せではなく、しっかりとやっていただきたいと思います。

思います。

それと、ほかの委員もおっしゃっておられましたけれども、中身が医療関係になっていたとしても、健都のコンセプトに合っていたとしても、やはり近隣住民に対して、しっかり配慮していただいて、車の出入りなどあると思うんですけれども、苦情が来ないような対応もぜひお願いし、要望いたします。

3点目の生活保護の件です。

国がいろいろと広報をするというお話でございしますが、本当に対象者に届くのかということ、私は非常に問題があるのではないかと考えています。摂津市としてもできる限りお知らせをする方法を考えていただきたいと思います。

今回のいのちのとりで裁判は、最高裁判決が出ましたけれども、この内容については、政府の取組方が、この最高裁の判決をしっかりと踏まえた形になっていないということが、非常に問題になっています。

全額補償とはほど遠く、違法とされたデフレ調整と別の理由、最貧困層の消費額を持ち出して、補償額を約半分に値切ったということが、いのちのとりで裁判を進めてきた団体からも、批判が出ているところです。

そういう意味では、不服審査請求もたくさん上がってくる可能性がございします。

また、原告と原告以外を差別分断する内容になっているということについても、批判が非常に強く上がっています。

今回の政府のこの追加給付に関しては、123名の研究者が声明を出し、1,300名を超す弁護士共同声明とか、日本弁護士連合会の会長声明など、法律家からも、これでは最高裁の判決としていることが守られないと、批判が出てきています。

摂津市に関しても、まず、正確な形での給付で、丁寧な対応もしていただいて、不服審査をすることができるということも併せて、お伝えをしていただきたいと思います、要望としておきます。

○光好博幸委員長 増永副委員長の質疑は終わりました。

そのほか、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 それでは、議案第35号所管分の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○光好博幸委員長 再開いたします。

議案第57号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光田委員。

○光田あまね委員 今回の議案第57号が上程され、要望書も拝見いたしました。コミュニティセンターの在り方という視点からお伺いいたします。

まず、味生コミュニティセンターは、現在建設中ですが、オープンまでのスケジュールをお聞かせください。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 味生コミュニティセンターの開設までのスケジュールについてのお問いにお答え申し上げます。

今回、この味生コミュニティセンターを設置するための条例改正を御可決いただきましたら、9月の第3回定例会におきまして、指定管理料の債務負担行為を設定する議案を提出する予定でございます。

その後、12月の第4回定例会におきまして、指定管理者の指定に係る議案を提出

する予定としております。

建築工事に関しましては、現在基礎工事を終えて、躯体工事へと進んでいる状況でございます。

このまま順調に進めば、来年3月中旬頃の竣工となる予定でございます。

竣工後、3か月程度の開設準備期間を設けて、来年6月下旬頃から7月上旬頃のオープンを目指してまいります。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 丁寧な御説明ありがとうございます。順調に進んでいく予定であるとのことと理解いたしました。

要望書にも触れますけれども、市民の方から使いにくいという御意見があるということも認識いたしました。

さらに、別府コミュニティセンターの稼働率も確認させていただきました。

使いにくい理由の一つに、使用料金が挙がっておりますが、稼働率が2割台である要因の一つだと捉えております。

使用しにくいということで、使用を諦めて、部屋が空室になっている時間帯があるならば、それは市にとっても機会の損失になり得るのではないかと考えております。

味生コミュニティセンターの設置に当たり、これまでも様々なお声があったかと思いますが、地域にとってどのような役割、拠点となる施設に育んでいくのか、そのコンセプト、方向性があるようでしたらお聞かせください。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 味生コミュニティセンターのコンセプトについての御質問にお答え申し上げます。

味生コミュニティセンターは、「みんなが健康で、“集い・つながり” “憩い” “学び” “安心” できる場」を基本コンセプトに、地域住民が誰でも気軽に立ち寄り、交流し、絆を深める場であるとともに、文化活動をはじめ、自治会活動や地域福祉活動、市民活動、ボランティア活動など、地域の住民や団体が協働して地域づくりを行うことができる地域拠点として位置づけております。

味生コミュニティセンターの特徴としては、誰もがいつでもお気軽に立ち寄れ、地域住民の居場所や交流の場となるようにするために、1階部分には、貸室を設けずに、ロビーを広く取るようにしております。

また、すぐ横に広場を配置して、ロビーと広場を一体的に活用できるように工夫をしております。

また、地域から音楽やダンスができる防音機能のある部屋が欲しいといった御要望がございましたことから、健康増進ルームや工作室、多目的ルームは防音の効いた部屋となっております。他のコミュニティ施設よりも防音機能を高めておりますので、これも味生コミュニティセンターの特徴の一つになるのかなと思っております。

さらには、災害時には一時避難所となることを想定して備蓄倉庫を設けるほか、かまどベンチやマンホールトイレを設置するとともに、第2地域包括支援センターを2階に配置してありまして、地域の交流と活動の場になるとともに、防災や地域福祉の面からも、地域の拠点となることを目指しております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。  
光田委員。

○光田あまね委員 ありがとうございます。

地域住民の方からのお声を最大限取り入れられまして、使いやすい工夫を、これからつくっていかれるということで安心しております。ぜひ、その地域の拠点として、働いていけるように、常時だけではなくて、非常の際にも防災機能を有しているということで、地域に根差した施設になるように私も願います。

別府コミュニティセンターに関しては、令和6年度のデータですけれども、分野別講座実施状況におきましては、幼児・児童の分野が28回開催、参加者数は786名と稼働数が最も多く、次いで、文化・芸術の分野が23回開催、参加者数723名と拝見いたしました。

コミュニティプラザとの比較が要望書の中にもあったんですけれども、これらの施設について、それぞれの特性に応じた最適な運用の在り方というのを、今後も研究していただけたらと思います。

別府コミュニティセンターのこれからの活性化、そして、味生コミュニティセンターの活性化というふうに、考えていただけたらと思います。

稼働率に含まれないロビーの活用に関しても、市民の方が集って、活気があれば、それはそれで地域にも貢献なされていると私は考えております。

近隣市の状況を調べたところ、例えば、茨木市におきましては、高校生以下の利用者の方が、構成員の半数以上である団体、また乳幼児等が含まれ、指定管理者が適当と認めた団体へは、使用料を半額にするなど、地域の住民の使いやすさに配慮した事例が見られています。

また、吹田市におきましても、活動しや

すい工夫がなされているようです。

本市としましても、地域住民の方の声を最大限に取り入れながら、他市の取組を参考にして、一步踏み込んだ研究をしていただき、これらの施設が、気軽に利用しやすく、また市民の交流と多様な活動の場となり、防災や地域福祉の面でも、地域の拠点となる心豊かな地域社会の形成に寄与する場となることを要望といたしまして、私の質問を終わります。

○光好博幸委員長 光田委員の質疑は終わりました。

次に、大川委員。

○大川ゆり委員 私からは、料金について確認したいと思います。

味生公民館から、味生コミュニティセンターへの移行に伴い、新しい使用料が提示されております。

まず、この金額設定はどういった方法や基準で出されているのか、具体的な算出方法をお伺いいたします。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは、金額設定の御質問にお答え申し上げます。

味生コミュニティセンターの使用料につきましては、別府コミュニティセンターの全ての貸室の1時間当たりの1平米単価を求めまして、その平均の単価を基礎として、これにそれぞれの貸室の面積を乗じて、1時間当たりの使用料を算出いたしました。

そして、1時間当たりの使用料の100円未満の端数を調整した上で、午前、午後、夜間、昼間、昼夜間、全日と、それぞれの時間区分の使用料を設定したものでございます。

したがいまして、味生コミュニティセン

ターの使用料につきましては、部屋の大きさに応じた設定となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 御答弁ありがとうございます。

長年親しまれてきた公民館がなくなる上に、料金が高くなるということは、市民の皆様にとっても大きな変化です。

今回の味生コミュニティセンターは、市民の皆様の要望によって造られる施設です。料金が高くなることで利用しづらくなってしまわないかと懸念されますが、その点について、市はどのようにお考えなのかお聞きします。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 公民館からコミュニティセンターへの移行ということですが、10年前にも別府コミュニティセンターが、公民館からコミュニティセンターへと移行しました。その際には、公民館登録クラブの使用料の負担が大きくなることから、登録クラブに対しましては、4年間にわたり激変緩和措置を設けておりました。

その内容は、1年目が8割減免、2年目が7割減免、3年目が6割減免、4年目が5割減免で、5年目以降は4割減免というものでございます。

今回の味生コミュニティセンターにつきましても、別府コミュニティセンターと同様に、激変緩和措置を設けていく予定で考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。

料金の急激な値上げを抑えるための激変緩和措置について、重ねて伺いたします。

公民館に登録していた団体には、一定の配慮があるとのことですが、公民館に登録していない一般の市民の方が利用する場合、この緩和措置は適用されるのか伺いたします。

○光好博幸委員長 答弁求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 激変緩和措置につきましては、公民館からコミュニティセンターへの移行に伴い、これまで公民館を継続的に利用してきた団体への急激な負担増を緩和するための措置でございます。現在の味生公民館の登録クラブを対象とするものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。

一般の利用者の方への激変緩和措置は現状では難しいと理解いたしました。

しかしながら、今回の味生公民館の廃止に伴い、新しくなる味生コミュニティセンターは、登録団体の方々だけでなく、これまで利用したことがない一般の市民の方にも広く、たくさん利用していただくことが何より大切だと考えております。

一般の方だけが値上げの負担をそのまま受けしてしまうとなれば、利用をちゅうちょされてしまうのではないかとこの心配もしております。

実際に、基準となっている別府コミュニティセンターの使用料についても、既に市民の皆様から要望書が提出されておりますとおり、この料金設定は、市民にとって非常に関心の高い問題です。

今回の味生コミュニティセンターの使用料も、別府コミュニティセンターを基準にされているからこそ、一般の利用者への配慮は必要ではないかと思えます。

ぜひ、これまでの基準に捉われ過ぎることなく、一般の利用者の方々も含めて、利用単位の見直しや特例措置などの緩和対策を柔軟に検討していただきますよう強く要望いたしまして、私からの質問を終わります。

○光好博幸委員長 大川委員の質疑が終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 私も同じような質問なんですけど、単純に摂津市のコミュニティセンターの部屋の使用料は、平米当たりの基準であったと思えます。茨木市や吹田市、高槻市などの近隣市と、当然、比較検討はされたと思うんですけど、摂津市は他市と比べどういう状態かということと、味生コミュニティセンターの稼働率がどれぐらいだと想定しているのか、教えてもらえたらと思えます。

○光好博幸委員長 質問は、2点です。

答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 今回の使用料設定に当たりまして、他市との比較というお問い合わせでございます。

以前、コミュニティプラザのときには、他市の状況を比較検討して、金額設定を行っておりますけれども、平成28年に、摂津市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針が策定されました。

そこには、受益者負担の原則や共通的な料金算定方法が示されており、その方針に基づき、全庁的な統一基準によって算定することとなっております。その基準を見て

算定しますと、今回提示させてもらいました金額よりは、非常に高い設定となりますので、今回、別府コミュニティセンターの使用料に合わせて設定を行ったものでございます。

稼働率につきましてですが、稼働率の想定というのは難しく、目標としましては、行政経営戦略のKPIで40%と掲げておりますので、当然それを目標にするものでございますけれども、実際のところは、具体的に想定の出算はしておりません。

ただ、別府コミュニティセンターを踏まえまして、比較的稼働率の低い調理実習室につきましては、調理実習室専用の部屋を設けるのではなくて、研修室と兼用できるように設計を行っておりますし、和室につきましても、高齢社会で利用がだんだん減ってきておりますので、今回、和室は設定しておりません。それから、多目的ルームにつきましても、別府コミュニティセンターのホールが大き過ぎたということがございまして、利用率が低いような状況でございますので、別府コミュニティセンターより部屋を狭く設定しているところでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 他市との比較はやっていないという理解でいいんですか。

○川本生活環境部副理事 今回については行っておりません。

○光好博幸委員長 分かりました。答弁は終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

私はプロではありませんが、例えば、部屋の使用料が1,000円下がる、1割下がるとすると、どれだけ団体が増え、稼働率がどれだけ増えるのかとかというデ

ータはあるのでしょうか。そのデータを参考に、どれだけ値段を下げなきゃいけないという根拠は出てくるのか教えていただければと思います。

○光好博幸委員長 質問1点でございます。答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 委員お尋ねのデータというのは、民間の施設と公共的な施設の違いもありますし、それぞれの施設の性質によって違ってくると思います。

また、使用料設定の時間区分についても、稼働率を考慮しながら、金額設定を操作するというのは、今のところできておりません。

今後、そういった視点も踏まえて、使用料を設定していく必要はあると思っておりますけれども、今のところは、そういった視点での料金設定はできておりません。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

○光好博幸委員長 よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

村上委員。

○村上英明委員 今回の条例改正につきましては、今までコミュニティセンターが別府に一つだったものが、味生コミュニティセンターができ、複数になるということでの名称変更ということと、味生コミュニティセンターの使用料を決めていくという条例の議案ですが、先ほどこの使用料のことで、質疑もありました。基本的な算定の数字が、1時間当たりの単価を基にしているということでございますが、今回は、午前、午後や夜間など、数時間という単位で、申し込めるとされています。

ただ、この申込みシステムが、今この金

額の区分によってされているという面もあるかと思うんですが、1回目の質問といたしまして、先ほどの使用料の根拠としては、1時間当たりということがありますので、使用料の時間単位での設定を、どのように考えてこられたのかについて、質問させていただきたいと思います。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは、使用料の時間単位での設定についての御質問にお答え申し上げます。

時間単位での使用料の設定につきましては、利用者の利便性の向上の観点から、考え方の一つであると認識しております。

しかしながら、現在、コミュニティセンター以外の他の公共施設におきましても、午前、午後、夜間と、この3区分を前提にして、使用料を設定して、受付事務や、予約管理、施設管理を行っております。

直ちに運用を変えるということには、一定の課題があると考えております。

また、現在使用中の公共施設予約システムにつきましては、令和10年12月にサービスが終了するということがアナウンスされております。

現時点において、時間区分を変更しますと、そのためのシステム改修費用が発生する上に、今後、また他のシステムに乗り換えることとなりますので、その乗り換え費用も二重に発生する状況になってまいります。

そういったことから、現時点においては、従来どおりの午前、午後、夜間の区分で運用することとしております。

今後、施設予約システムの更新時期、あるいは指定管理者の更新時期に合わせて、使用時間の区分、そういったことも検討し

ていく必要があると考えております。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。  
村上委員。

○村上英明委員 先ほどから各委員からも、稼働率等について御質問がありました。1時間だけの会議で使いたい場合でも使ってもらえるとよいと思います。令和10年12月に今のシステムが終わるタイミングや、指定管理者の更新のタイミングも含め、どこかのタイミングで、時間単位の設定も検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問といたしまして、今回のこの条例につきましては、使用料が設定されています。例えば、使用料と利用料について、検討項目として上がってなかったのかなということで確認をさせていただきたいです。指定管理者制度の下で、使用料を徴収する場合は、当該使用料収入は、市の直接収入になりますということで、指定管理業務の必要経費を、全額市が指定管理者にお支払いをするという流れだと思います。その一方で、利用料については、利用料金の収入は、指定管理者の収入に直接なってくるということで、当該管理業務の必要経費の一部に充てられるという面があると思います。その面も踏まえて、使用料と利用料の検討についての考え方について、2回目お尋ねをさせていただきたいと思えます。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。  
川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは、利用料金制度の検討についての御質問にお答え申し上げます。

今回、別府コミュニティセンター条例を改正して、コミュニティセンター条例として、別府と味生の二つのコミュニティセン

ターを設置することとなりますが、基本的には、条例で規定される項目は、別府と味生の共通事項となります。既に設置されている別府コミュニティセンターが、使用料であり、また、指定管理の期間の途中でございます。さらには、今回新設する味生コミュニティセンターの管理運営に係る経費が、現時点では不明確であります。

こういったことから、今回、利用料金制度を検討するまでには至っておらず、使用料といたしております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。  
村上委員。

○村上英明委員 なぜこの質問をしたかということ、指定管理者の方々としても、指定管理をしている建物の収益を上げるため、自分たちの努力が、金額として見えてくるという面もあるのかなと思います。

利用料として、直接指定管理者の収入になることについては、やはり指定管理者の方々に、この建物を使っただけのような何らかの努力をする面も期待しているということで、質問させていただきました。

使用料と利用料の件も踏まえて、今後、摂津市の体制もありますし、また、指定管理者としての収入という面もありますけれども、全て利用率の向上につながっていく施策につながるよう考えていただきたいと思います。やはり、今、別府公民館の建て替え以降、コミュニティセンターになってきているということからすれば、摂津市の方針として、公民館の建て替えの際には公民館を建てていくという考えはないという認識を持っています。

公民館は、所管が違いますから、質問できないと思うんですけども、公民館は、どうしても地域性があり、利用範囲が限られ

ている認識が、どうしても地域の方にはありません。

コミュニティセンターにすれば、その地域だけではなくて、市全体で使っていただける取組であり、周知なども、これから必要だろうと思います。

先ほど、公民館から公民館への建て替えという考えは大分薄まってきているという思いもあるんですが、以前、今ある公民館のエレベーター設置について調査をされたと思うんです。

そのときは、一つの公民館で、億単位のお金がかかってくるという結果でしたが、調査についてはお金も時間もかけられませんでした。

建物ニーズをしっかりと今後展開していくというのが必要だと思います。

要は、検討しただけで終わるということではなしに、例えば、今の公民館を、名前をコミュニティセンターにして使っていくとすると、教育施設ではなくなり、飲食が困難であるとか、利用される団体にも制約があるなどがなくなります。別府や味生コミュニティセンターで活動するような団体が、ほかにもできるだろうし、建物の中で飲食できるとか、様々な面でメリットもあるのではないかと思います。今の公民館も、別府や味生のコミュニティセンターも、やはり地域のためにあり、また摂津市のためにあるという建物にしていくという面を踏まえて、今後検討していただければと思って、要望として、私の質疑が終わります。

以上でございます。

○光好博幸委員長 村上委員の質問終わりました。

続きまして、増永副委員長。

○増永和起委員 このコミュニティセン

ター条例に関して、ほかの委員の質疑を聞いて、私は本当に感銘深いなと思っています。

民生常任委員会の全ての委員が、料金の問題に関して、やはり市民の声をしっかりと聞くべきではないか、使用料を使いやすい金額にすべきではないかという趣旨に立っての内容の御質問であったと、私は思っています。

私自身も、この問題は、今回初めて出てきた問題じゃなくて、別府コミュニティセンターができてから、何度も議会で、この問題が話されて、稼働率の問題も含めて、もっと地域の皆さんが使いやすい形にならないのかということや、ずっと議論されてきたことの上に立って、新しい議員も含めて、やはりこの料金をもっと使いやすいものにしたいという声が上がっているということは、本当に感慨深いなと思っています。

これは、理事者もしっかりとそのことを受け止めていただく必要があると思います。

今回、別府連合自治会から要望書が出てきております。各自治会長連名で、判こを押して出されております。

要望内容は、ただ一つで、別府コミュニティセンターの使用料金体系の見直しをお願い、公民館使用料金体系に準ずる料金への引下げをしてほしいということです。現在の別府コミュニティセンターの使用料と、それから公民館の使用料、これも併せてつけておられます。

公民館の使用料と比べると、本当に高いというのが明らかになっていると思うんです。

例えば、集会室1の午前は、別府コミュニティセンターが1,200円です。どの

部屋が当たるかは分かりませんが、公民館の使用料が、学習室で午前300円、ほかの部屋も大きく変わりません。一番料金がかかるのは700円ですけれども、安威川公民館の大ホールで、午前で、1,500円、さっきお話に出てきています別府コミュニティセンターの調理実習室と同じです。大ホールと、小さな調理実習室が同じ料金で1,500円です。調理実習室は使用料金が高く、なかなか借手がない、稼働率が低いということでしたけど、使いたいのに、この金額では、使えないという声を、私は別府に住んでおりますから、たくさん聞いております。

大ホールについてはとても使えないと聞いています。前にも御紹介しましたけれども、登録クラブが発表会をするのに、大ホールは使用料が高いから、せっかく別府コミュニティセンターに大ホールがあるにもかかわらず、私たちはロビーで発表会をしていますという声も聞いています。せっかく造っている施設が、料金のためにしっかりと稼働していないということになっていると思います。まずは最初に、この別府の連合自治会長連名の要望書を受け取られて、どのように感じておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○光好博幸委員長 議案第57号の条例に関してということなので、関連質問ということで、可能な範囲でお答えいただければと思います。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 地域の自治会の皆様から要望が出ていることは、承知をしております、その内容、趣旨も、十分認識をしているところでございます。

市民の皆様としましては、使用料はできるだけ安くという思いがあるということ

も当然のことだと思えます。

しかしながら、やはり、コミュニティセンターの維持管理・運営を行っていくには、一定のコストが必要となってまいります。

本市には、先ほども申し上げましたとおり、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針がございます。

受益者負担の原則や共通的な料金の計算方法が示されておりまして、この方針に基づいて、全庁的な統一基準により算定することとなっております。

こういったことから、御要望いただいておりますけれども、コミュニティセンター単体だけでは、使用料の見直しを行うということは困難であると考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 皆さんの思いは、分かるとおっしゃいましたが、別府コミュニティセンターだけではなく味生コミュニティセンターに関しても、説明会を何度も開いてこられて、地域の皆さんの声や登録クラブの声を聞いてこられたと思います。

その中でも、味生公民館を使用しておられた一津屋の地域の皆さんは、別府コミュニティセンターのこと知っているんです。

説明会で何回も、使用料金を安くしてほしいという意見が出たと思います。

なので、これは別府地域だけの思いじゃなくて、一津屋地域の方々も同じ思いということになると思います。

激変緩和のお話が出ました。最初別府のコミュニティセンターが完成し、4年間の激変緩和ということで、みんな仕方がないということになったんですが、結局4年もあつという間にたち、使用料は少しずつ上がってきています。今となつては、別府コ

コミュニティセンターについても10年たちましたけれども、本当に高くて、登録クラブの皆さんもどんどん数が減っているという話もお聞きをいたしました。

以前にいただいた数字ですが、登録クラブの団体数で、2018年度は26団体だったのが、2024年度には18団体に減りました。3分の1がなくなっているんです。利用人数は、2018年度は5,577人だったのが、2024年度は4,572人と約1,000人減ってるという数字もいただいております。

やっぱり料金が高いことで、なかなか利用ができなくて、実際にそういう方々の利用が減っているという実態が出てきていると思います。

別府コミュニティセンターは、平成26年7月16日に、当時の摂津市社会教育委員会議から、摂津市教育委員会に対して答申書が出されています。公民館からコミュニティセンターになるについて、要望や注意点があります。

その中には、やはり生涯学習施設として、公民館がやってきている中で、コミュニティセンターになってもただの貸室ではなく、地域の文化をしっかりと育んで、地域のいろんなつながりをつくったり、文化を発展させる場所として、運営してくださいということと、そして、施設の使用料を項目立てて、この答申に上がってるんです。

少し読ませていただきますと、「利用者に一定の負担を求めることについては理解をするものであるが、大幅な施設使用料の増額によって、各利用団体の活動が休止、縮小のおそれがあり、別府地域全体の生涯学習、社会教育活動の低下を招く懸念があることから、施設使用料の増額については、一定の範囲内、1.5倍から2倍に抑える

よう、軽減措置を講ずる必要があると考える」という答申が出ているんです。

先ほど公民館の使用料は300円、400円と言いました。その1.5倍から2倍である600円やせいぜい800円ぐらいに抑えなさいという話ですが、今コミュニティセンターの使用料は1,200円や1,500円の金額設定になっています。

このときの答申が正しいと、私は本当に思っているんです。

教育委員会の管轄ですから、答申については、私から御紹介させていただきましても、そういう思いも受けて、さらに摂津市はやはり地域づくりというのを、今、目指しておられ、地域のつながりを育むということに、非常に力を入れておられる。その拠点となる施設として、コミュニティセンターは別府もそうですが、今度できる味生もそういうところとして造られると思うんですけれども、その地域のつながりの拠点という面についていかがでしょうか、考えをお答えください。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 委員がおっしゃいますように、コミュニティセンターは、地域の住民が、誰でも気軽に立ち寄って交流・活動をする場ということで、地域づくりの拠点となることは、十分認識しておりますし、今、市が進めております協働のまちづくりを推進する上での重要な役割となる施設であると考えております。

以上です。

○光好博幸委員長 増永副委員長。

○増永和起委員 おっしゃるとおりだと思います。

本当の目的が達成できるためには、やはりそれに見合った料金体系にしていかな

ければいけない。皆さんが縛られているのは、摂津市がつくっている使用料・手数料等の見直しに関する基本方針があるからということで、ずっと言われているんですが、法律で決まっている訳ではなく摂津市がつくっています。

全部の使用料、手数料を一気に見直さなくても、今回については、ここを見直すという形だってできると思うんです。ぜひその見直しをやっていただいて、このコミュニティセンターだけでもやっていただいて、コミュニティセンターの使用料を引き下げてください。もう公民館がなくなるわけですから、今、別府地域の人たちは、別府コミュニティセンターが高いから、味生公民館や安威川公民館、新鳥飼公民館まで行ってる人たちもいらっしゃいます。

ところが、味生公民館がなくなったら、料金の問題でもっと遠くまで行かないといけない話になってくるわけなんです。

ぜひこの問題については、しっかりと考えていただきたいと思います。今回、条例が通らなくても、味生コミュニティセンターがオープンするまでには時間があると私は思っていますので、条例に対しても、私は反対の立場を取らせていただきます。

以上です。

○光好博幸委員長 要望ということで、増永副委員長の質疑は終わりました。

そのほか、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 ないようですので、第57号所管分の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

続きまして、議案第59号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

増永副委員長。

○増永和起委員 後期高齢者医療広域連合規約に関する議案でございます。

今回は、社会保険診療報酬支払基金を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改めるという議案でございますが、これは、社会保険診療報酬支払基金法の改正に伴うものと聞いております。

社会保険診療報酬支払基金法の特に医療DXの推進の一環だと思うんですけども、簡単に御説明いただけたらと思います。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、増永副委員長の御質問にお答えいたします。

医療DXの推進というところでございます。

広域連合に確認しましたところ、社会保険診療報酬支払基金につきましては、電子カルテ情報の医療機関での共有であったり、副委員長御指摘の医療DXについて推進をさらにしていくために、診療報酬の審査支払いの業務に加えて、医療DXの運営母体、双方を担う法人として開設するために、名称の変更に至ったと聞いております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 政府がずっと進めてきている医療DXの一環として、今までの社会保険診療報酬支払基金の名称を変えるだけではなくて、中身についても、運営会

議を設置して、法人の意思決定を行い、業務の執行監査をすとか、新しい内容のものが入ってきています。

国のガバナンスを発揮するという事とも言われております。

私たち日本共産党は、厚生労働省が支払基金にガバナンスを効かせるということで、患者の医療情報やレセプトデータを国が統括、利用しやすくする点について大変危険な部分があるのではないかということで、批判をしています。

医療情報は大変センシティブなものですので、情報の利活用が国の主導で進むことによって、民間活力をいろいろと導入していくと、国民のプライバシー保護が不十分なままデータ活用が先行することに対して、非常に危惧をしております。

今回の議案に関しては、名称が変更されたことに基づいての規約の改正でございますので、反対というわけではございませんけれども、中身に関しては、摂津市としても、しっかりと市民の個人情報を守っていく、また、DXの関連を推し進める中で、取りこぼされていくような医療機関とか、患者がいないように、しっかりと見ていただきたいと思います。

要望とします。

○光好博幸委員長 要望ということで、増永副委員長の質疑は終わりました。

そのほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 それでは、議案第59号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時37分 再開)

○光好博幸委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 討論なしと認め、採決いたします。

まず、議案第35号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。

(午前11時38分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 光好 博幸

民生常任委員 大川 ゆり